

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

諫早漁民 夫婦で開門訴え

1月9日早朝、氷雨が降る厳寒の中、よみがえれ！有明訴訟原告団の漁民らが上京し霞ヶ関の農水省前で宣伝行動を行った。

一家心中考えた

長崎県諫早市小長井町から参加した漁業者松永秀則(55)、松永芳子(54)は、夫婦でマイクを握り涙を流しながら通勤途中の農水省職員に対し頭を下げて諫早干拓潮受堤排水門の開放を訴えた。松永秀則は、今、奇跡的に立っているアサリやタイラギ(平貝)の稚貝も、水門を開けないならば貧酸



素水塊で瞬時に壊滅してしまふ。一刻も早く水門を開け諫早干拓調整池と有明海との海水交換をおこない潮流を取り戻さなければ、漁民たちは死ぬしかないと訴えた。

電気ガス止められ

諫早湾干拓事業の着工前、松永は有明海特産の貝「タイラギ」の潜水漁業者であったが、工事着工後、タイラギが壊滅的状况に追い込まれ漁の許可が下りないため、事実上10年以上の間、休漁状態に追い込まれている。タイラギが休漁となった後アサリ養殖業にシフトしたが1997年の潮受堤防締切以降、赤潮や貧酸素水塊が頻発し成貝に成長する前に稚貝が死滅するため、アサリ養殖の収入は減少の一途をたどり平成19年度は夏場の赤潮でアサリが全滅する大打撃を受けた。そのため、松永は収入を得られないばかりか稚貝の放流のために投資した金すら回収することもできず借金を重ね電気・ガス代も払えずライフラインを止められ、暗闇の中夫婦二人で寒さに耐えなければならなかった。

何度も離婚

妻芳子は、海を奪われ漁業を奪われ将来の見通しが立たない状況下でライフラインまで止められてしまい何度も離婚を考えたといい。しかし、昨年6月の佐賀地方裁判所の開門判決によって暗闇の中に一筋の光明を見出し「夫婦で戦ってきたことは間違いじゃなかった。これからはどんなに辛くても有明海がよみを支えあうことを誓った。芳子は涙を流しながら氷雨が降る農水省前で開門を訴えた。

熊本市下水処理場視察

有明訴訟原告団は1月19日、熊本市中部浄化センターを視察した。

熊本市南部は慢性的な水不足に悩まされていたが昭和50年代から下水処理水の農業用水利用を始め、現在225ha・529戸の農家が下水処理水を利用していている。熊本市では下水処理水の農業用水利用を今後も拡大していく計画である。

調整池不要

灌漑用水330万m³?

諫早干拓では灌漑用水確保のため全長7キロの堤防で諫早湾を締め切り淡水化した調整池を創出した。国は土地改良事業変更計画書において諫早干拓地において調整池から330万m³もの灌漑用水が必要と試算している。

しかし、水田が占める熊本市南部と異なり諫早干拓地は全て畑作である。畑作の場合、特に露地栽培においては雨水に頼るため別途かんがい用水を確保する必要はなく、ハウス栽培の場合も環境基準を大幅に超える悪質な調整池の水を使用することはできず、実際には調整池ではなくポンプによって汲み上げた地下水を利用している。調整池が農業用水として利用されていない現状に鑑みると何のために堤防を閉め切って淡水湖化しているのか大きな疑問が残る。

干拓地近くの諫早市中央浄化センターからは年間228万m³もの放流水量があるが、これを干拓地の農業用水とすることで十分に諫早干拓地内での営農は可能である。同放流水は高度処理されており、その水質はCOD、SS、全窒素、全リンの全ての項目において調整池の水質をはるかに上回る上質なものである。